

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関等が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 船舶所有者・管理者・占有者、佐呂間漁業協同組合並びに常呂漁業協同組合の実施事項

- (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

2 北海道運輸局北見運輸支局、網走海上保安署、オホーツク総合振興局、遠軽警察署、町、遠軽地区広域組合、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター網走支部佐呂間救難所

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (6) 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るものとする。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、佐呂間漁業協同組合並びに常呂漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - イ 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する網走海上保安署からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター網走支部佐呂間救難所（以下「水難救難所」という。）とともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。
 - ア 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
 - イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - ウ 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - オ 海難防止に対する意識の高揚

(9) 網走海上保安署及び北海道運輸局北見運輸支局は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

- ア 海技従事有資格者の乗船確認
- イ 無線従事有資格者の乗船確認
- ウ 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第2 災害応急対策

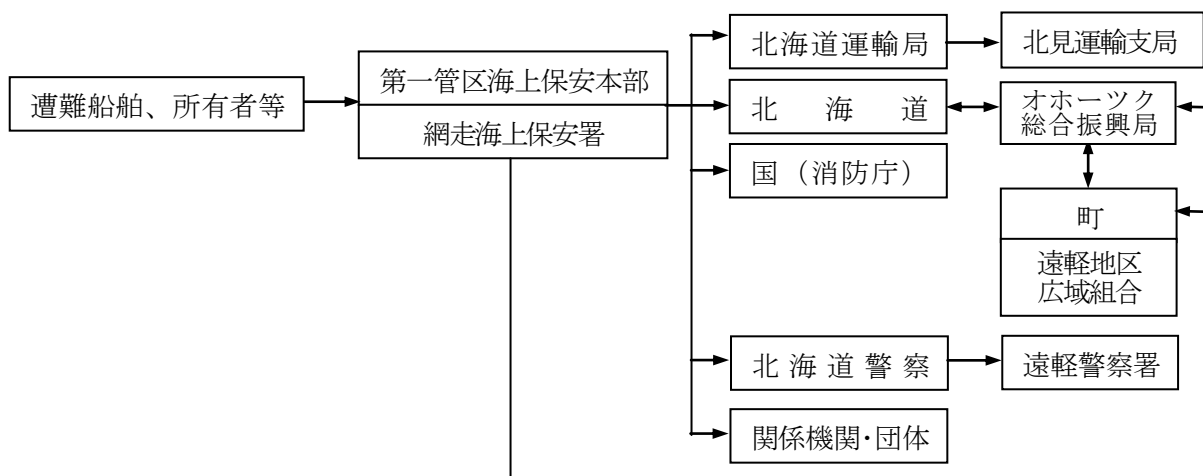
1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町は、他の関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 広域海難発生時の広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

防災関係機関は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制

を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 網走海上保安署(海上保安庁法第5条)

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

イ 船舶交通の障害に関すること。

ウ 海上保安署以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

エ 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2) 町(基本法第62条、水難救護法第1条)

ア 遭難船舶を発見したときは、網走海上保安署及び遠軽警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、自動車その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 遠軽警察署(水難救護法第4条)

警察官は、救護の業務に関し町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

(4) 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

(5) 水難救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところによる。

8 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

9 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節により実施するものとする。

10 広域応援

町及び消防機関は、海難の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関等へ応援を要請するものとする。

II 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故等による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 防災関係行政機関の共通実施事項(網走開発建設部、北海道運輸局北見運輸支局、網走海上保安署、オホーツク総合振興局、遠軽警察署、町、遠軽地区広域組合)

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について防災関係機関と情報を共有するものとする。
- (6) 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 各行政機関の個別の実施事項

- (1) 網走開発建設部
 - 港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。
- (2) 網走海上保安署
 - ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - (ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度
の予想並びに判断のための諸資料)
 - (イ) 港湾状況(特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況)
 - (ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査
 - イ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。
 - (ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
 - (イ) 船舶に対する訪船指導
 - ウ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において、一般船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - (イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - (ウ) 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
- (3) オホーツク総合振興局
 - 町及び防災関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- (4) 町、遠軽地区広域組合
 - ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

- (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合の実施事項

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第2 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「北海道流出油事故災害対応マニュアル(平成12年3月策定)」に基づいて実施する。

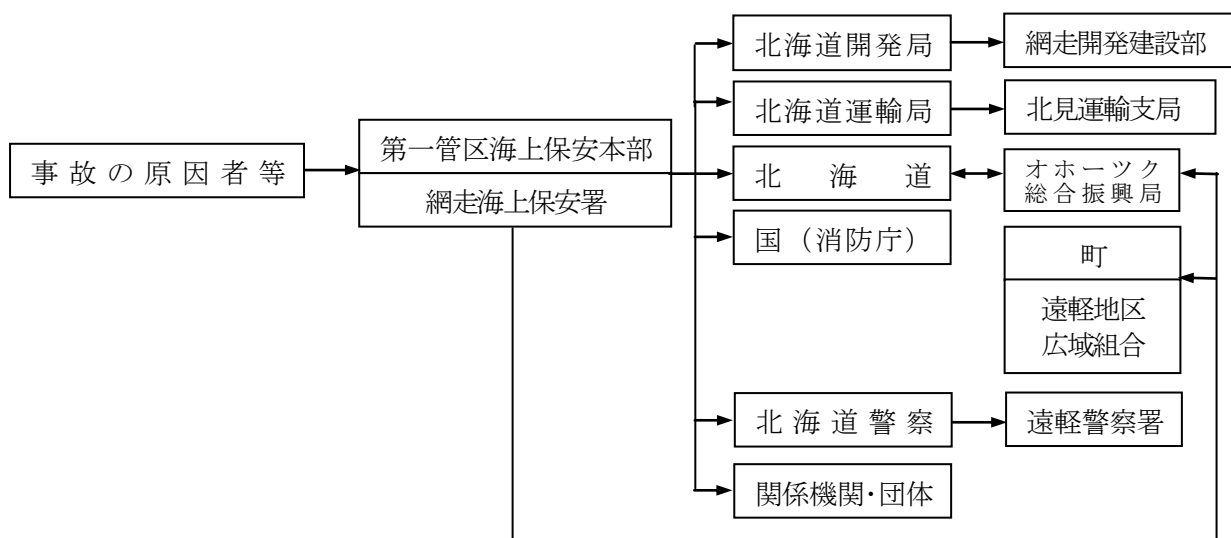
1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町及び防災関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

防災関係機関は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動対策を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

活動分担は、「北海道流出油事故災害対応マニュアル」Ⅲ-2「応急活動体制」に準拠し、次のとおりとする。

担当機関	活動区分	事 務
網走海上保安署	事故発生に関する通報	・通報を受けた流出油事故に関する情報の防災関係機関等への通報
	情報収集及び分析評価	・巡視船等による情報収集活動の実施 ・防災関係機関に対する防除措置の要請 ・網走地区沿岸排出油災害対策協議会の運営 ・対策会議等において防除方針等の決定 ・海上災害防止センターに対する助言等の要請 ・防除方針の報道発表
	海洋での防除活動	・船舶所有者等の事故原因者に対する応急防除措置の指導又は命令 ・流出油防除活動の実施 ・通航船舶への事故状況の周知等海上交通安全の確保 ・流出油防除活動情報の集約と防災関係機関等への伝達 ・流出油防除活動実施情報の報道発表 ・防除資機材の手配
	海岸部での防除活動	・流出油防除活動に関する防災関係機関等との連絡調整
	回収油の処理	・船舶所有者等の事故原因者への回収油の収集・運搬・処理に関する指導
オホーツク総合振興局	事故発生に関する通報	・網走海上保安署、町から通報を受けた流出油に関する情報の道危機対策課への伝達
	情報収集及び分析評価	・災害対策地方本部又は総合振興局現地対策本部による海岸漂着の活動調整 ・漁業資源等の被害防止のための情報収集及び防災関係機関への伝達 ・海岸、港湾、漁港、河川等に係る流出油の監視 ・被害状況の把握及び防除活動情報の道災害対策本部等への伝達
	海洋での防除活動	・網走海上保安署との連絡調整
	海岸部での防除活動	・道災害対策本部等と町との連絡調整 ・海岸、港湾、漁港、河川等の防除活動 ・陸上自衛隊の派遣要請 ・保有防除資機材の現地集積場所への輸送 ・道及び町相互の応援協定に係る連絡調整 ・野生生物の保護収容 ・防災ボランティア活動の支援調整
	回収油の処理	・回収油の収集運搬・処理への協力
遠軽警察署	情報収集及び分析評価	・防災関係機関対策会議等への職員の派遣 ・沿岸部における漂着物の状況把握調査及び警戒監視活動
	海洋での防除活動	・防除資機材等の輸送への協力
	海岸部での防除活動	・住民等の避難誘導 ・立入禁止区域の警戒 ・緊急交通路の確保及び交通規制の実施 ・部隊の出動等による防除活動への協力 ・防除資機材等の輸送への協力 ・海岸部での防除活動情報の道災害対策本部等への伝達
	回収油の処理	・回収油の収集運搬・処理への協力
網走開発建設部	情報収集及び分析評価	・排出油防除協議会の総合調整本部への職員の派遣 ・防災関係機関対策会議、連絡調整本部等への職員の派遣 ・ヘリコプター等による流出油の情報収集及び防災機関への情報提供(防災関係機関対策会議等の調整による)
	海洋での防除活動	・海上保安庁等からの要請に基づく油回収船等による防除活動の実施
	海岸部での防除活動	・所間の海岸、河川等の防除活動 ・防除資機材の市町村等への応援
	回収油の処理	・回収油の収集運搬・処理への協力

町	事故発生に関する通報	・ 網走海上保安署から通報を受けた流出油に関する情報の総合振興局への伝達
	情報収集及び分析評価	・ 排出油防除協議会の総合調整本部への職員の派遣 ・ 被害防止のための漁業資源等の情報収集及び防災関係機関への伝達 ・ 海岸、港湾、漁港、河川等に係る流出油の監視 ・ 被害状況の把握及び防除活動情報の支庁への伝達
	海洋での防除活動	・ 網走海上保安署との連絡調整 ・ 防除資機材の集積場所の確保への協力
	海岸部での防除活動	・ 総合振興局、消防機関、警察署等防災関係機関との連絡調整 ・ 火災、爆発により住民等の安全、保護を図る必要がある場合の避難措置 ・ 現地活動拠点及び防除資機材の集積場所の確保 ・ 海岸、港湾、漁港、河川等の防除活動 ・ 防除資機材の確保 ・ 野生生物の保護収容活動への協力 ・ 救護所の設置 ・ 防災ボランティア活動の支援調整
	回収油の処理	・ 回収油の収集運搬・処理への協力 ・ 回収油の一時集積保管場所の確保への協力
佐呂間及び常呂漁業協同組合	海洋での防除活動	・ 網走海上保安署等からの出動要請に基づく防除活動の協力 ・ 漁場保全に係る水産資源・漁具等の被害防止活動
	海岸部での防除活動	・ 網走海上保安署等からの出動要請に基づく防除活動の協力 ・ 漁場保全に係る水産資源・漁具等の被害防止活動
佐呂間町社会福祉協議会	情報収集及び分析評価	・ 防災ボランティア対策本部、防災ボランティア現地対策本部との調整
	海岸部での防除活動	・ 防災ボランティア活動の連絡調整、支援活動

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 網走海上保安署

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて遠軽地区広域組合に協力を要請するものとする。

(2) 遠軽地区広域組合

火災状況等の情報収集に努め、網走海上保安署の消火活動に協力するものとする。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

9 広域応援

流出油等事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実地できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関等へ応援を要請するものとする。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上防災関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力をを行う。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第5章第29節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第2節 航空災害対策計画

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図るものとする。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図るものとする。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図るものとする。

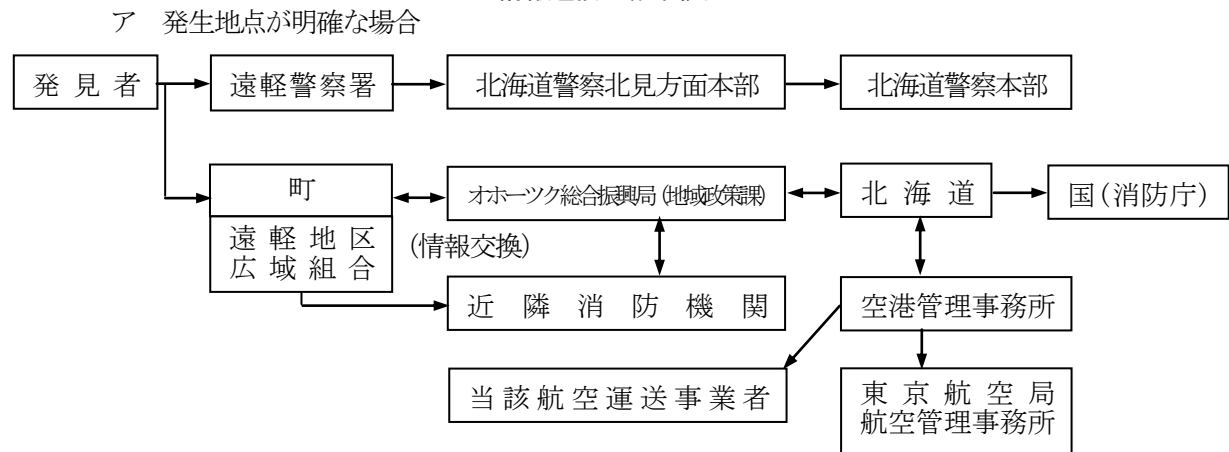
第2 災害応急対策

1 情報通信

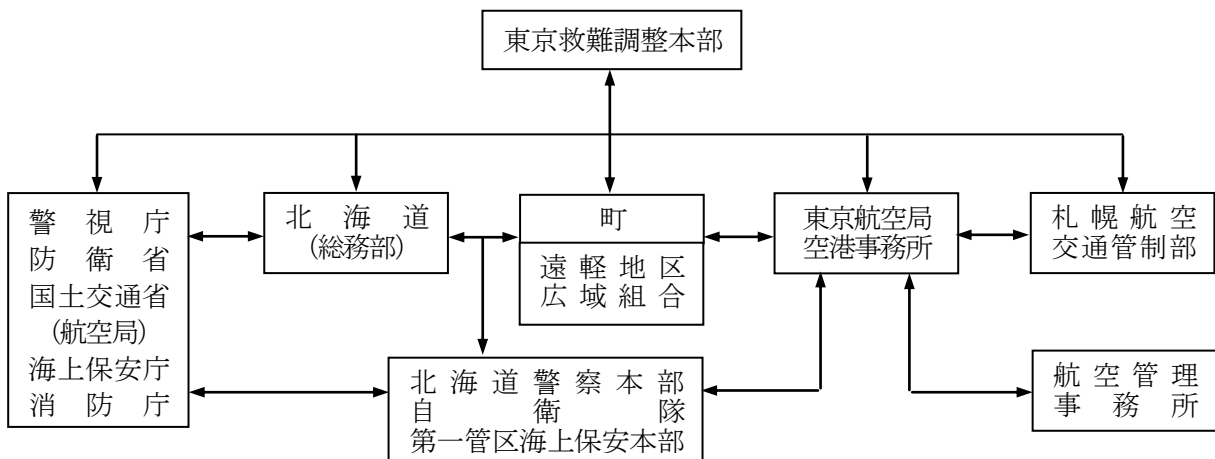
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

- (1) 情報通信連絡系統
情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化及び応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

防災関係機関は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 遠軽地区広域組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、第4章第10節「消防計画」に基づき、適切な消防活動を迅速に実施するものとする。
- (2) 遠軽地区広域組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第28節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより、廃棄物の処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

10 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、

オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11 広域応援

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関等へ応援を要請するものとする。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 道路管理者の実施事項

- (1) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (8) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

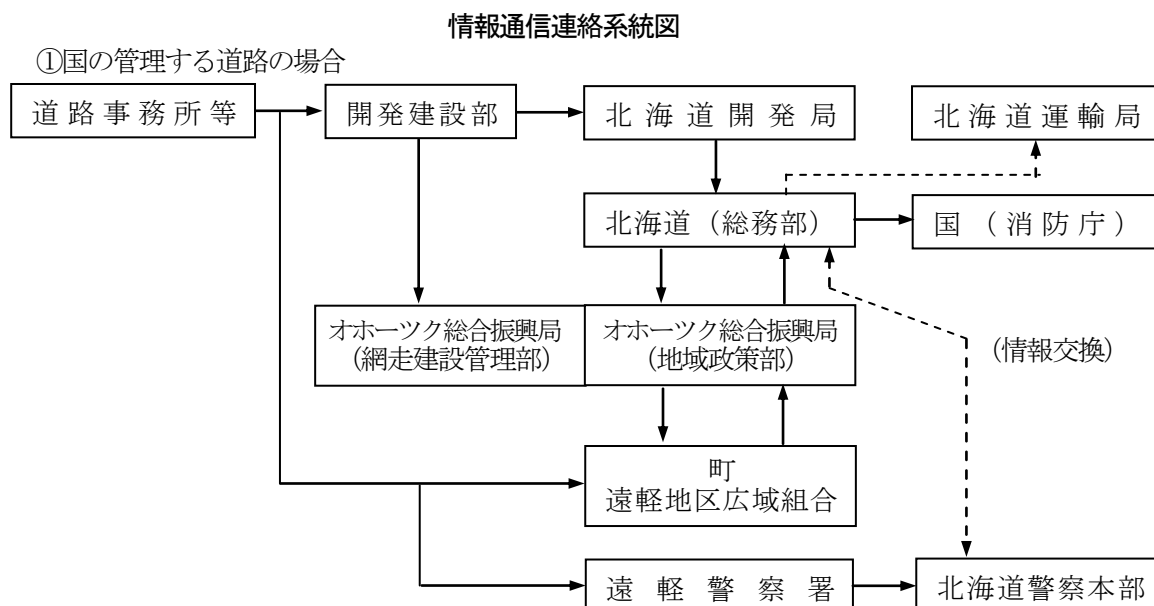
第2 災害応急対策

1 情報通信

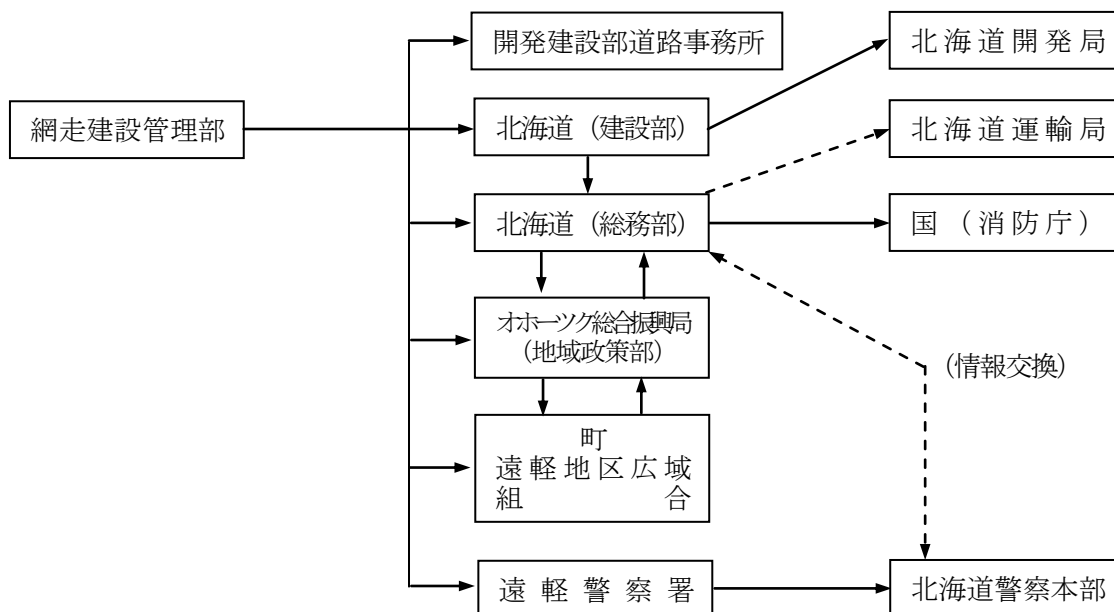
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 通信連絡系統

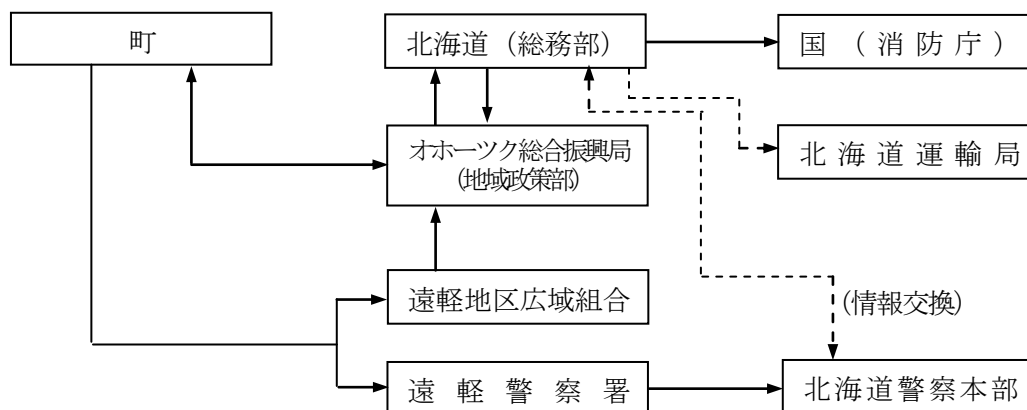
情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



② 道の管理する道路の場合



③ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町又は関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

町又は関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

防災関係機関は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところによるほか、道路管理者は関係機関による迅速かつ的確な初期活動が行われるよう協力するものとする。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところによるほか、道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初動活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 遠軽地区広域組合は、速やかに道路による火災の発生状況を把握するとともに、第4章第10節「消防計画」に基づき、適切な消防活動を迅速に実施するものとする。
- (2) 遠軽地区広域組合の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (3) 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

- (1) 遠軽警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。
- (2) 道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11 広域応援

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関等へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用する

- などして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
 - (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害(以下「危険物等災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第7章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

第1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの

《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

第2 災害予防

消防機関は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。町内の危険物施設等については、次のとおりである。

町内危険物製造所等設置状況(平成24年版遠軽地区広域組合消防本部消防年報)

区 分	箇所数
給油取扱所	14
一般取扱所	13
屋内貯蔵所	2
屋外貯蔵所	1
屋外タンク貯蔵所	2
地下タンク貯蔵所	32
移動タンク貯蔵所	14
合 計	78

第3 災害応急対策

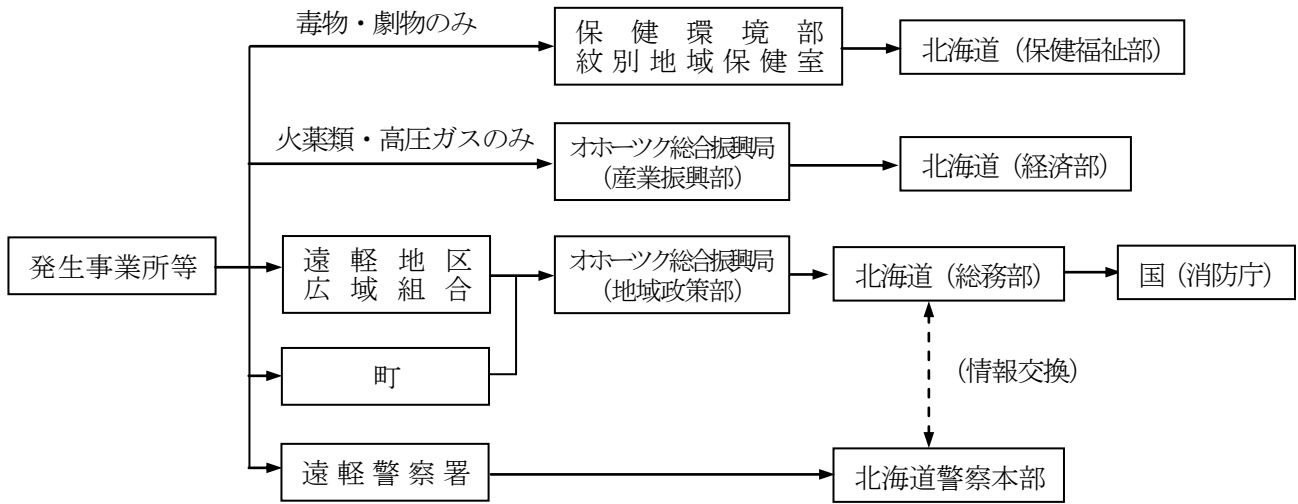
1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡体系図



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関等を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被害者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

防災関係機関は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急

活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置の指示、危険物等関係施設の緊急使用停止の指示など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

- (1) 遠軽地区広域組合は、事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 遠軽地区広域組合の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町は、防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関等は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び防災関係機関等は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

9 自衛隊派遣要請

災害発生時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

10 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防

町及び消防機関は、防災関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

消防機関は、多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

消防機関は、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回の（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

町は、消防機関と連携し、地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の整備

消防機関は、同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めるものとする。

9 防災訓練の実践

町は、関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

町長は、北海道から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

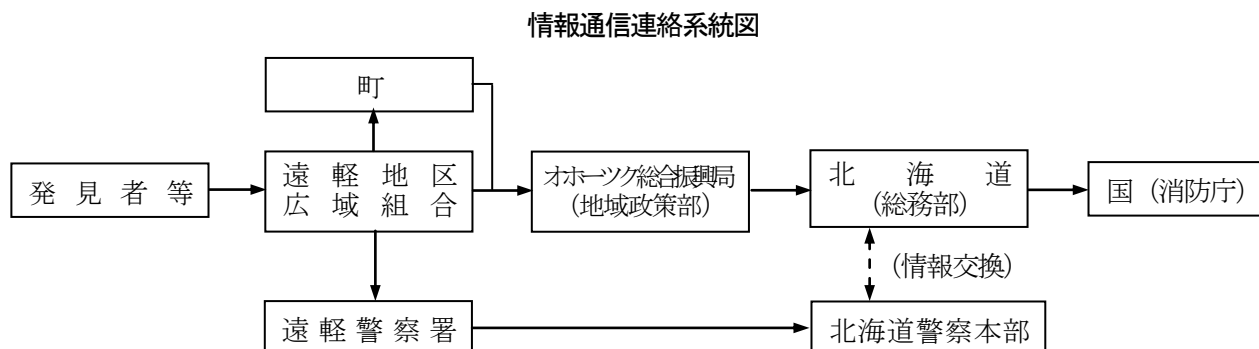
第2 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

防災関係機関は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

遠軽地区広域組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町は防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び防災関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

遠軽警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

8 自衛隊の派遣要請

災害発生時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

9 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第6節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 組織

1 林野火災予防対策実施組織体制の整備

林野火災の予防対策を推進するため佐呂間町林野火災予防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡及び情報交換、計画の実施及び指導等予防対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施機関

佐呂間町、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所、佐呂間町消防団、網走中部森林管理署、佐呂間町森林組合

(2) 協力機関

佐呂間町森林愛護組合、町内森林関係業者、佐呂間町教育委員会、佐呂間町農業協同組合、北海道猟友会佐呂間支部及び若佐支部、佐呂間町観光物産協会、陸上自衛隊遠軽駐屯地、遠軽警察署、網走開発建設部、網走建設管理部、町内各郵便局、佐呂間町建設業協会、佐呂間町商工会、その他関係機関

第2 予防対策

1 林野火災予防対策

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものであるため、町は関係機関と連携を図り次の対策を講ずるものとする。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林の許可・届出等について指導する。

ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね4月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び佐呂間町火入れに関する条例（昭和61年条例第3号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

2 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により林野火災気象通報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

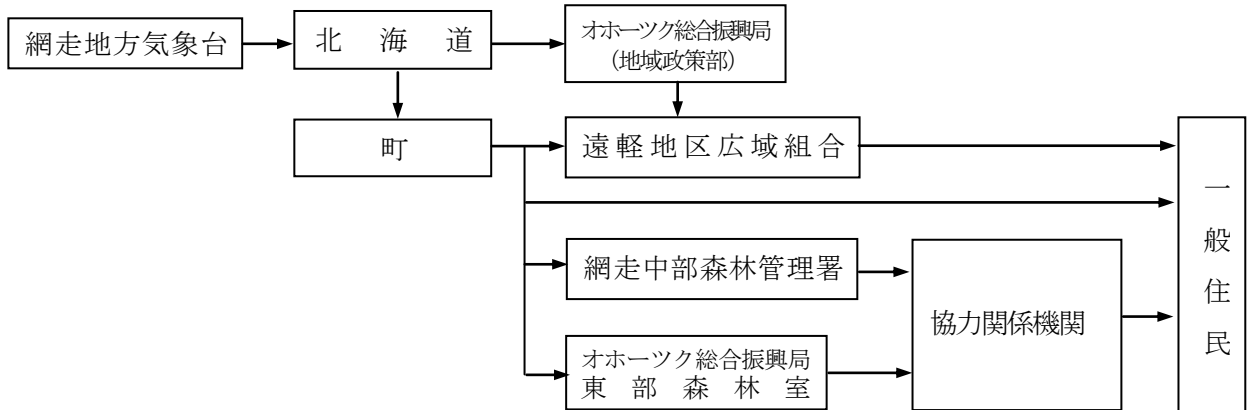
(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものである。

なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第2節「気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、遠軽地区広域組合、森林管理署、オホーツク総合振興局東部森林室へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

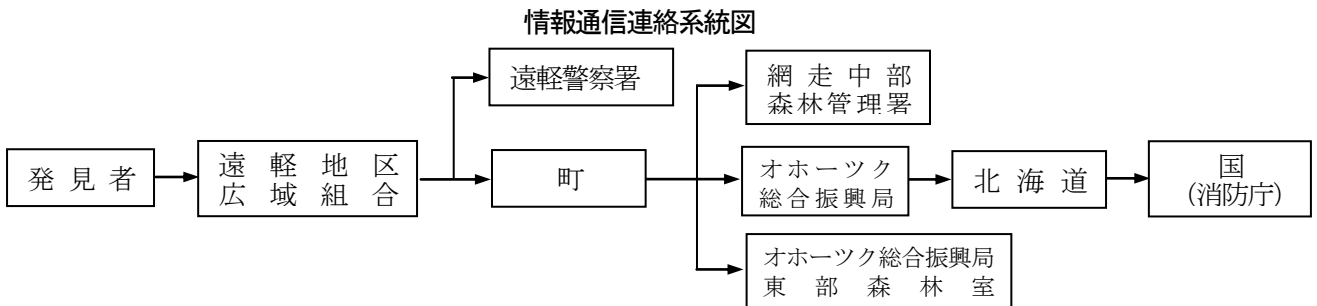
また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条に基づき火災警報を発令することとする。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 町及びオホーツク総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

防災関係機関は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

遠軽地区広域組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、林業関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町は防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

7 自衛隊の派遣要請

災害発生時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

8 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関へ応援を要請するものとする。